

沖縄市青年等就農計画の認定制度実施要領

(令和7年8月1日決裁)

改正 令和7年10月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項の青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定に関し、法、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号。）及び市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青年等 次のいずれかに該当する者をいい、農業経営を開始した時の年齢で判断する。ただし、法人にあっては、登記日における役員の内年齢で判断するものとする。
 - ア 18歳以上45歳未満の者。ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満の者とする。
 - イ 45歳以上65歳未満の者であって、次のいずれかに該当し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有すると認められる者
 - (ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - (イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - (ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - (エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
 - ウ ア又はイに掲げる者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の内過半数を占める法人
- (2) 申請者 次のいずれかに該当するもので、青年等就農計画の認定を受けようとする青年等
 - ア 市内の土地において新たに農業経営を営もうとする青年等
 - イ 市内の土地において農業経営を開始して5年以内の青年等
 - ウ 過去に農業従事の実績があるが、現在は農業以外の職業に従事している青年等であって、新たに農業経営を営もうとする青年等

- エ 農業法人等の従業員として現に農業に従事している青年等
- (3) 農業経営を開始 次のいずれかに該当する時期を総合的に判断し、最も早い時期
 - ア 申請者が農用地の所有権又は利用権を取得（所有権、使用貸借による権利、賃貸借契約による権利）した時期
 - イ 申請者が農業経営を開始するに当たって必要な施設、機械又は資材を購入、設置し又は貸借した時期
 - ウ 申請者が農作業を開始し申請者名義の取引を開始した時期
- エ アからウのいずれかを満たしている場合であっても、研修中（第5条第1項で規定する研修等をいう。）である場合、他の事業所等で常勤雇用である場合、労働時間がとてもわずかであり農作業を本格的に始めている場合（年間150日以上、1,200時間（1日当たり8時間）には及ばない。）等、農業経営を開始していない状態であると認められる場合は、その状態が終わった日の翌日
- (4) 親族 三親等以内の血族又は姻族（曾祖父母、祖父母、伯叔父母、父母、配偶者、兄弟、甥姪、子、孫、曾孫）
- (5) 同一の世帯 住居及び生計を同じくする親族の集団
- (6) 認定新規就農者 青年等就農計画を作成し、市長から認定を受けた者
- (7) 関係機関 次に掲げる団体をいう。
 - ア 沖縄県農林水産部農政経済課
 - イ 沖縄県農林水産部営農支援課
 - ウ 沖縄県中部農業改良普及センター
 - エ 沖縄県農業協同組合
 - オ 沖縄県花卉園芸農業協同組合中部センター
 - カ 沖縄市農業委員会事務局
 - キ 沖縄市経済文化部農林水産課
 - ク その他必要と認める団体等
- (8) 休止 認定の有効期間内に経営再開の見込みがあるものをいう。
- (9) 中止 認定の有効期間内に経営再開の見込みがないものをいう。
(青年等就農計画の認定申請等)

第3条 申請者は、青年等就農計画認定申請書（様式第1号）及び青年等就農計画（様式第2号）に次の各号の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支計画（別添1）
- (2) 履歴書（別添2）
- (3) 作型表（別添3）
- (4) 青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて（別添4）
- (5) 研修実績報告書（様式第3号）又は各研修機関等による研修を修了した証明書若しくは研修修了の見込を証する証明書

- (6) 農業経営開始報告書（様式第4号）（既に農業経営を開始している場合のみ。）
 - (7) 就農（予定）地の地図
 - (8) 家族経営協定書等の写し（夫婦等で共同申請する場合のみ。）
 - (9) 法人の場合は、法人登記簿の写し
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、申請者は、農業経営を開始するに当たり自らが行う農業経営の経営収支に関する帳簿を整備するとともに、自己の預貯金口座を開設しなければならない。
- (1) 親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合
 - (2) 農業経営の継承者が親族の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する場合
- 3 次の各号の全てに該当する場合は、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請をすることができる。
- (1) 申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。
 - (2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について申請者の全ての合意により決定することが、家族経営協定等の取決めに定められていること。この場合、家族経営協定等の写しを提出するものとする。
 - (3) 前号の家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
- （認定基準）

第4条 市長は、次の要件を満たす青年等就農計画について認定するものとする。

- (1) 青年等就農計画が基本構想に照らして適切なものであること。なお、基本構想に定められていないような営農類型である場合は、近傍の同種の営農類型をもとに判断すること。
- (2) 主たる農業従事者1人当たり175万円程度の年間農業所得、2,000時間程度の年間労働時間の水準に概ね到達できるものであること。
- (3) 青年等就農計画が次に掲げる観点からみて達成される見込みが確実であること。
 - ア 過去の研修、教育経験等（以下「研修等」という。）を踏まえた生産方式に係る農業技術の習得度
 - イ 生産方式等の当該青年等就農計画に掲げられた各事項間の整合性
 - ウ 農業労働力の確保の実現性
 - エ 経営の適正な管理の実施のための農業簿記の状況及び見込み
 - オ その他経営及び計画の合理性
- (4) 作目の沖縄県内における生産状況

- (5) 第2条第1号イに掲げる青年等にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。
 - (6) 農業経営を開始してから5年を経過していないこと。
 - (7) 認定農業者でないこと。
- 2 青年等就農計画における目標所得水準が第2号の水準を下回る場合（水準の80パーセント程度。）でも、申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、当該計画を適切であると判断することができる。
 - 3 前項によるものの場合、近隣の同種の農業経営の実態や申請者の研修等も踏まえ、技術が習得されているか、流通・販売の方法が確立されているか、合理的な作目が選択されているかなどの観点から判断するものとする。
 - 4 青年等就農計画の申請時において、申請者の経営状況が既に第1項第2号の水準を上回っている場合、申請された青年等就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとする。

（青年等就農計画の認定に当たっての研修等）

第5条 研修等とは、次のいずれかの研修機関、研修先、研修指導等で概ね1年以上継続して研修等を受けたものをいう。

- (1) 都道府県の農業大学校又は都道府県の農業関係試験研究機関
 - (2) 独立行政法人農業者大学校又は独立行政法人試験研究機関
 - (3) その他、研修生の受け入れ実績があり、研修指導体制が整っており、実践的な農業技術、経営方法等が習得可能であると市長が認める施設又は研修先
 - (4) 国内における次のいずれかの先進農家等による研修受入、研修指導等
 - ア 都道府県知事が認定した指導農業士、青年農業士、女性農業士等
 - イ 優れた経営を行い、青年農業者等の研修受入れ体制が整っている農業法人等
- 2 前項第4号において、研修受入先にて単に労働力としての農作業に従事し、農業技術、経営方法等の指導が適切に行われていないと認められる場合は、これに該当しない。
 - 3 親族の農業経営に従事していた青年等又は農業経営の継承者である青年等については、第1項に規定する研修等のほか、自家又は親元農場等において農業に従事していた期間を、研修等を受けた期間として換算することができるものとする。
 - 4 申請者は、研修実績報告書（様式第3号）又は各研修機関等による研修を修了した証明書若しくは研修修了の見込を証する証明書を申請書に添えて提出しなければならない。

（青年等就農計画に係る認定会議）

第6条 青年等就農計画の認定に当たって、関係機関から意見を求めるため、青年等就農計画認定会議（以下「認定会議」という。）を設置する。

- 2 認定会議は、関係機関の職員をもって構成する。
- 3 認定会議に会長を置き、沖縄市経済文化部農林水産課長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名するものが、その職務を代理する。
- 5 認定会議は、会長が議長となる。
- 6 認定会議の事務は、沖縄市経済文化部農林水産課において処理する。

（青年等就農計画の審査）

第7条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、関係機関を構成する者の中から、当該申請者が提出した青年等就農計画の審査を行う有識者を招集し、認定会議を開催するものとする。ただし、市長が招集する必要がないと認めるときは認定会議を招集しないで、関係機関に対し書面による意見の提出を求めることができる。

- 2 認定会議は、当該申請者に出席を求め、当該青年等就農計画について説明を求めることができる。また、必要に応じて、申請者に対し追加資料等の提出を求めることができる。
- 3 認定会議は、第4条に規定する認定基準及び第5条に規定する研修等の実績等に照らし、当該青年等就農計画の内容について審査するものとする。
- 4 会長は審査結果を取りまとめ、市長に提出するものとする。

（青年等就農計画の認定）

第8条 市長は、認定会議による審査結果を踏まえ、青年等就農計画の認定又は却下を行うものとし、認定を行ったときは、青年等就農計画に係る認定通知書（様式第5号）によりその結果を申請者に対し速やかに通知し、併せて新規認定の場合は青年等就農計画認定書（様式第8号）を、変更認定の場合は青年等就農計画変更認定書（変更）（様式第9号）を交付するものとする。また、却下を行ったときは、新規申請の場合は青年等就農計画に係る却下通知書（様式第6号）により、変更申請の場合は青年等就農計画に係る却下通知書（変更）（様式第7号）により、認定をしない理由を付して、申請者に対し速やかにその結果を通知するものとする。

- 2 市長は、前項に併せて審査結果及び認定した青年等就農計画を関係機関へ通知するものとする。

（認定の有効期間）

第9条 市長が認定した青年等就農計画の認定の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

- 2 認定新規就農者が青年等就農計画の有効期間内に農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、農業経営改善計画の認定日をもって、当該青年等就農計画の認定の効力を失ったものとする。
- 3 第1項に規定する有効期間内に青年等就農計画を変更した場合における当該青年等就農計画の有効期間は、市長が当初認定した青年等就農計画の有効期間の終期までとする。

(青年等就農計画の変更)

第10条 認定新規就農者が、市長より認定された青年等就農計画について、次の各号の事項に該当する変更を行う場合は、青年等就農計画変更申請書(様式第10号)に必要な書類を添付して申請し、第8条第1項により市長から認定を受けなければならない。

- (1) 営農部門
 - (2) 就農地
 - (3) 所得目標又は年間労働時間(2割以上の増減を伴うもの)
 - (4) 資金調達計画
 - (5) その他、青年等就農計画の達成に支障となる事項
- 2 認定を受けた青年等就農計画の変更の手續等については、第7条及び第8条の規定に準じて行うものとする。

(報告)

第11条 認定新規就農者のうち認定後に農業経営を開始する者の場合、農業経営開始後直ちに農業経営開始届出書(様式第11号)を市長に報告しなければならない。

- 2 認定新規就農者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその計画の達成に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を毎年7月末までに青年等就農計画の達成状況等に係る報告(様式第12号)により市長に報告するものとする。その際、通帳及び帳簿等の写し等認定新規就農者の経営管理の状況が分かるものについても提出するものとする。

(支援体制等)

第12条 関係機関は、申請者及び認定新規就農者に対して次の各号に該当する事項について必要な指導・助言等を行うものとする。

- (1) 申請者の青年等就農計画の作成に関すること。
 - (2) 認定新規就農者の青年等就農計画の達成に関すること。
 - (3) 認定新規就農者の農地集積の促進に関すること。
 - (4) 認定農業者制度への移行に関すること。
- 2 市長は、前項に関わる支援体制の構築のために、認定新規就農者に関わる情報を関係機関へ提供するものとする。

(是正指導)

第13条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、当該対象者に対し是正依頼通知書（様式第13号）を通知し、聴聞を行うものとする。

- (1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- (2) 認定新規就農者が、青年等就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。

2 前項によるもののうち、病気、災害等のやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は、必ずしも前項によらないものとする。

（農業経営の中止）

第14条 認定新規就農者は、病気、災害等又はやむを得ない理由等により農業経営を中止する場合は、青年等就農計画認定辞退書（様式第14号）を提出するものとする。

（認定の取消し等）

第15条 市長は、認定新規就農者が次の各号の事項に該当する場合は、当該認定新規就農者に対し、青年等就農計画の認定取消通知書（様式第15号）を通知し、青年等就農計画の認定を取り消すものとする。

- (1) 農業経営を中止したとき。
- (2) 第13条第1項による状態が長期に渡って続き、その改善が見込まれないとき。
- (3) 聴聞に正当な理由なく出頭しなかったとき。
- (4) 聴聞の結果、認定の取消しが相当と判断したとき。

2 市長は、前項に併せて取消通知及び当該青年等就農計画を関係機関へ通知するものとする。

（様式の特例）

第16条 この要領に定める様式については、市長が必要と認めるときは、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、所要の調整をして使用することができるものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、青年等就農計画の認定に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年3月2日から施行する。
- 2 （平成28年4月1日決裁）
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 （令和7年8月1日決裁）
この要領は、令和7年8月1日から施行する。
- 4 （申請に関する経過措置）

(1) この要領の施行の際現に申請者が改正前の第3条第2項の規定に基づき提出した申請書は、改正後の第3条第1項に基づき市長に申請したものとみなす。

5 (様式に関する経過措置)

(1) この要領の施行の際現に申請者が改正前の第3条に規定する様式により作成した文書は、改正後の第3条に規定する様式により作成した文書とみなす。

附 則(令和7年10月24日決裁)

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

青年等就農計画認定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

青年等就農計画

[別紙参照]

収支計画(別添1)

[別紙参照]

履歴書(別添2)

[別紙参照]

作型表(別添3)

[別紙参照]

青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて(別添4)

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

研修実績報告書

[別紙参照]

様式第4号(第3条関係)

農業経営開始報告書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

青年等就農計画に係る認定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

青年等就農計画に係る却下通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

青年等就農計画に係る却下通知書(変更)

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

青年等就農計画認定書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条関係)

青年等就農計画変更認定書(変更)

[別紙参照]

様式第 10 号(第 10 条関係)

青年等就農計画変更申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

農業経営開始届出書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

青年等就農計画の達成状況等に係る報告

[別紙参照]

様式第 13 号(第 13 条関係)

是正依頼通知書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 14 条関係)

青年等就農計画認定辞退書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 15 条関係)

青年等就農計画の認定取消通知書

[別紙参照]